

新・生物多様性国家戦略の実施状況について

平成１５年９月１９日

林　　野　　庁

森林資源モニタリング調査の概要

1 調査の目的

持続可能な森林経営の推進に資する観点から、生物多様性、森林生態系の生産力及び炭素循環への森林の寄与等森林の状態とその変化の動向について、全国を統一した手法に基づき把握・評価することにより、森林計画における森林整備に係る基本的な事項等を定めるために必要な客観的資料を得ることを目的とする。

2 調査の方法

- 森林法第2条に規定する森林を母集団とした系統的抽出法による標本調査
- 国土調査法施行令第2条第1項第1号に規定する平面直径座標系の各座標原点を基準に4km間隔で描いた格子の交点を基点として、面積0.1haの円形調査プロットを設定
- 基点を中心とする3つの異なる半径（5.64、11.28、17.84m）の同心円により、円形プロットを小円部（0.01ha）、中円部（0.03ha）大円部（0.06ha）に細分
- 各調査プロットにおいて5年周期で調査

3 調査内容

- （1）地況等調査……方位、傾斜、土壌型分類、土壌浸食度、林分の被害等
- （2）立木調査……樹種、胸高直径、樹高、枯損、樹幹の剥皮、樹幹の空洞
- （3）伐根調査……伐根径、伐根の発生状況
- （4）倒木調査……倒木の直径及び長さ、腐朽度
- （5）下層植生調査…植被率、優占度、植物種名

4 実施主体

都道府県及び森林管理局

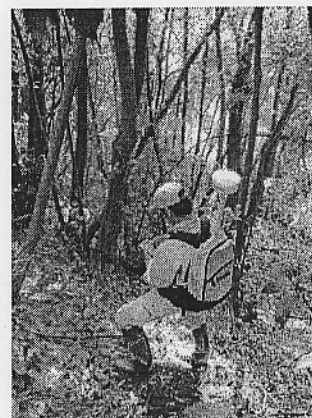
5 調査結果

調査の結果は、林野庁が集計し、累計されたデータも含めて必要な分析を行い、集計及び分析の結果を都道府県及び森林管理局に提供するものとする。

現地調査における細分ごとの調査対象項目

区 分	小円部 (0.01ha)	中円部 (0.03ha)	大円部 (0.06ha)
地況等調査	方位、傾斜、土壌型分類、土壌浸食度、林分の被害状況等を調査		
(調査対象)	胸高直径 1.0cm 以上	胸高直径 5.0cm 以上	胸高直径 18.0cm 以上
立木調査	樹 種 名	○	○
	胸高直径	○	○
	樹 高	大・中・小円部で合計 20 本 (各林分ごとに)	
	枯 損	○	○
	剥 皮	○	○
	空 洞	○	○
(調査対象)	伐根径 5.0 cm 以上		伐根径 18.0 cm 以上
伐根調査	新しい伐根径	○	○
	※古い伐根径	○	○
	胸高・根部直径	胸高直径 5.0cm 以上の立木5本	
※ (調査対象)	中央直径 5.0 cm 以上	—	—
倒木調査	中央直径	○	—
	長 さ	○	—
	腐 朽 度	○	—
(調査対象)	シダ植物以上の植物	中円部で新出の植物	大円部で新出の植物
下層植生調査	植 被 率	○	—
	優 占 度	○	—
	植物種名	○	○

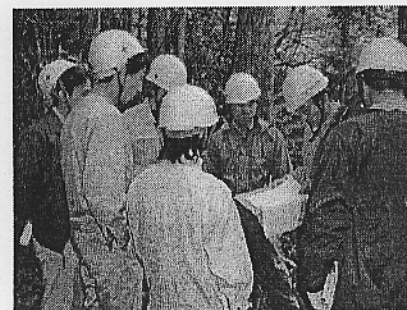
※ 伐根調査の古い伐根径及び倒木調査は、5箇所1箇所設定する特定プロットのみで実施する。



↑ 4km 間隔に設けられた調査プロットには、GPS 等の活用により到達



↑ 調査プロットでは、植生調査(写真 上段)、立木調査(写真下段)等を実施。



← 毎年度、担当職員を対象とした 森林資源モニタリング調査技術研修を実施

生態系及び自然生息地の保護等

① 保護林

- 国有林野の保護林制度は、大正4年に発足し、以来、学術の研究、貴重な野生動植物の保護、風致の維持等の面で重要な役割を担い、森林保護の先駆的な制度として機能。
- 平成元年には、生態系保護の視点等を導入し、保護林をその目的に応じて、森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林等の7種類に体系整理し、それぞれの設定目的に応じた管理を実施。
- 平成15年4月1日現在、全国の国有林野で約622千 ha の保護林が設定されており、今後ともその適切な維持・拡充を推進。

保護林の保護・管理

- 国有林野では、森林の適切な保護管理のための巡視を行っているが、特に保護林については重点実施。
- 巡視にあたっては、①山火事・病虫害などの各種森林被害の防止、②高山植物などの保護に係る指導及び取締り、③注意標識等の設置の確認、入山規制等に対する啓発活動等、ボランティア等の協力を得ながら実施。
- また、ダメージを受けた植生の回復措置や環境教育の場としての整備、希少野生動植物種の生息・生育状況の調査や生息・生育環境の維持・整備等、適切な保護・管理を進めるための事業を実施。

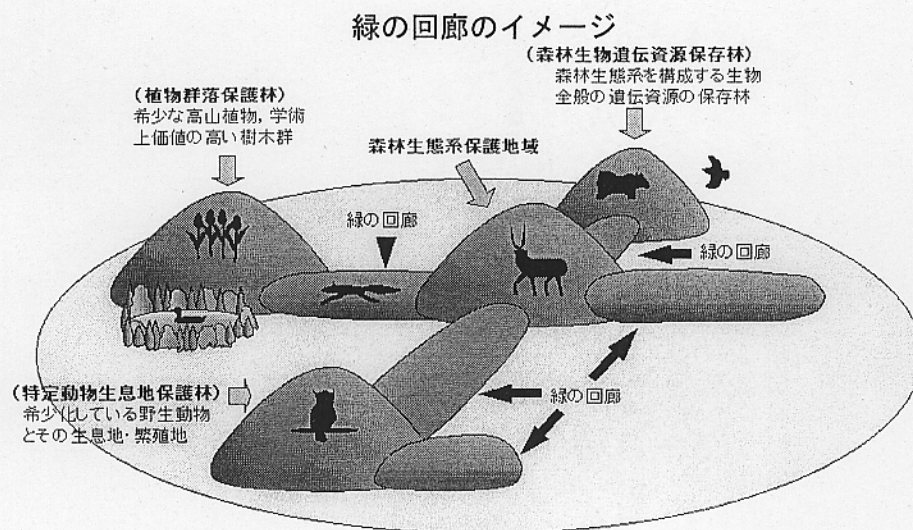
種 類	目 的	箇所数	面 積 (千ha)
1 森林生態系保護地域	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	27	390
2 森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する。	12	36
3 林木遺伝資源保存林	主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。	329	9
4 植物群落保護林	我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	358	139
5 特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	32	16
6 特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	34	30
7 郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。	32	2
合 計		824	622

資料：林野庁業務資料

注：平成15年4月1日現在。計の不一致は四捨五入による

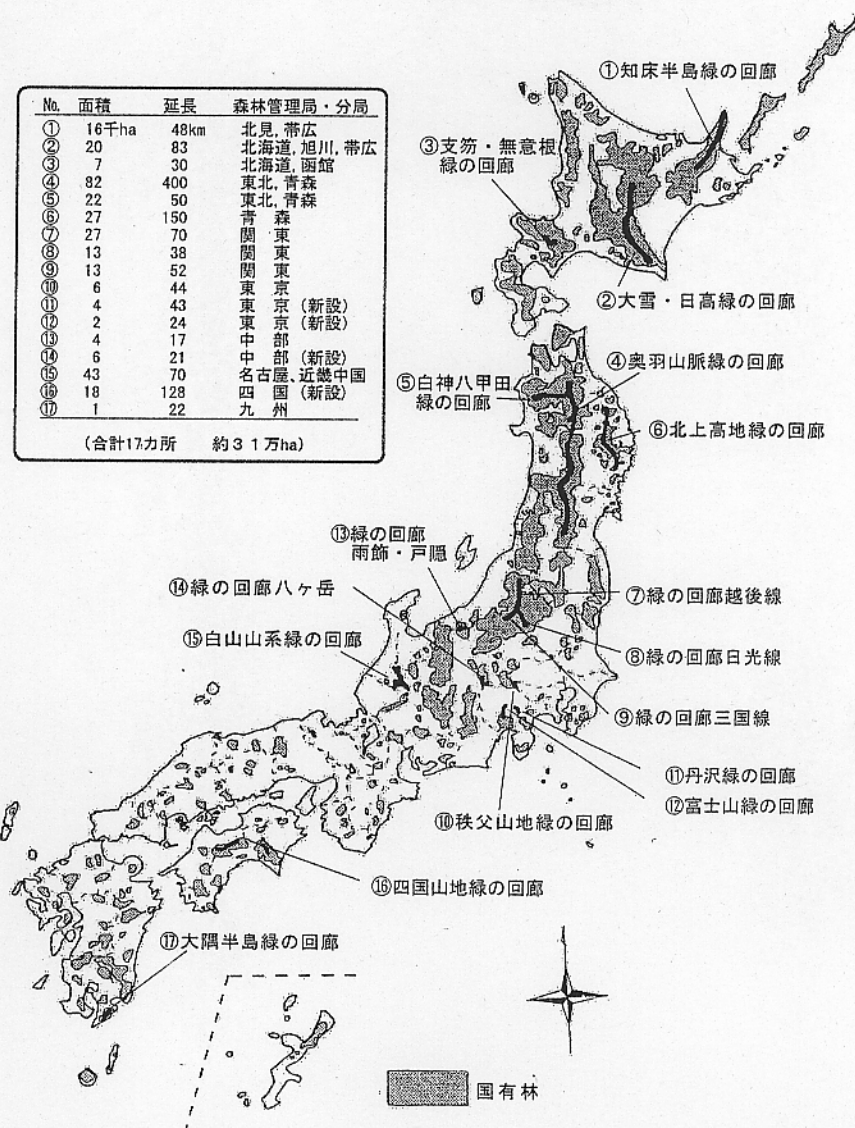
② 緑の回廊

- 緑の回廊とは、原生的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地等である保護林を連結する野生動植物の移動経路であり、野生生物の自由な移動の場として保護することにより、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を図り、分断された個体群の交流を通じた個体群の保全と遺伝的多様性の確保及び森林生態系の生物多様性の保全に資することを目的としているもの。
- 平成12年3月に緑の回廊の設定基準、取扱方針を定め、それ以降、森林管理局（分局）において設定手続きを進めてきたところであり、平成15年4月1日現在、全国の国有林野において、17の緑の回廊が設定されている。



緑の回廊の設定状況（位置図）

（平成15年4月1日現在）



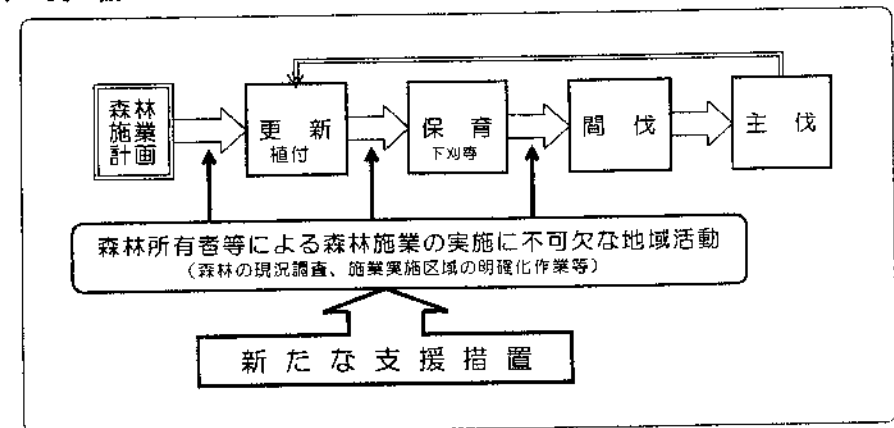
森林整備地域活動支援交付金制度の概要

森林整備のための地域における取組に対する支援

森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援を実施。

- 近年、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、適時適切な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の把握等の活動が十分に行われなくなってきた状況。
- このため、適切な森林整備の推進を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による施業の実施に不可欠な地域活動が確保されるよう、保育等の森林施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付。

◇ 支援のイメージ



新・生物多様性国家戦略の実施状況について

平成15年9月

水産庁

1. 資源回復計画の実施

平成14年度から、我が国周辺水域の水産資源について、「資源回復計画」が実施に移されています。

我が国周辺水域はもともと水産資源の豊かな海でしたが、近年、この水域に生息する魚介類の多くが減少しており、資源回復計画は、こうした減少傾向にある魚種について、幅広い範囲の関係漁業者、都道府県、国などが協力して、必要な対策を計画的、総合的に行い、その回復を図ろうとするものです。

各地で資源回復計画の作成及び実施のための取組みが進められていますが、14年度は、「瀬戸内海のサワラ資源」、「伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業対象種資源」、「日本海西部のアカガレイ資源」及び「太平洋北部の沖合性カレイ類資源」の4つの計画が作成され、関係者によって実施されています。これらの魚種をTAE※（漁獲努力可能量）制度の対象とし、効果を担保していくことにしています。

計画の中には、減船や休漁といった漁業者にとっては経営に直接影響する厳しい内容も含まれ、関係者間の実施内容の調整も必要となることから、計画作成には関係者による十分な話し合いが不可欠です。今後、このような取組みをさらに拡大していくことが重要となっています。

※TAE:Total Allowable Effort（漁獲努力可能量）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」が13年6月に改正され、制定された制度。操業日数や操業隻数などの漁獲努力量に上限を設定し、その範囲内に漁獲努力量を収めるように漁業を管理することができるようになった。

○ 資源回復計画の概略

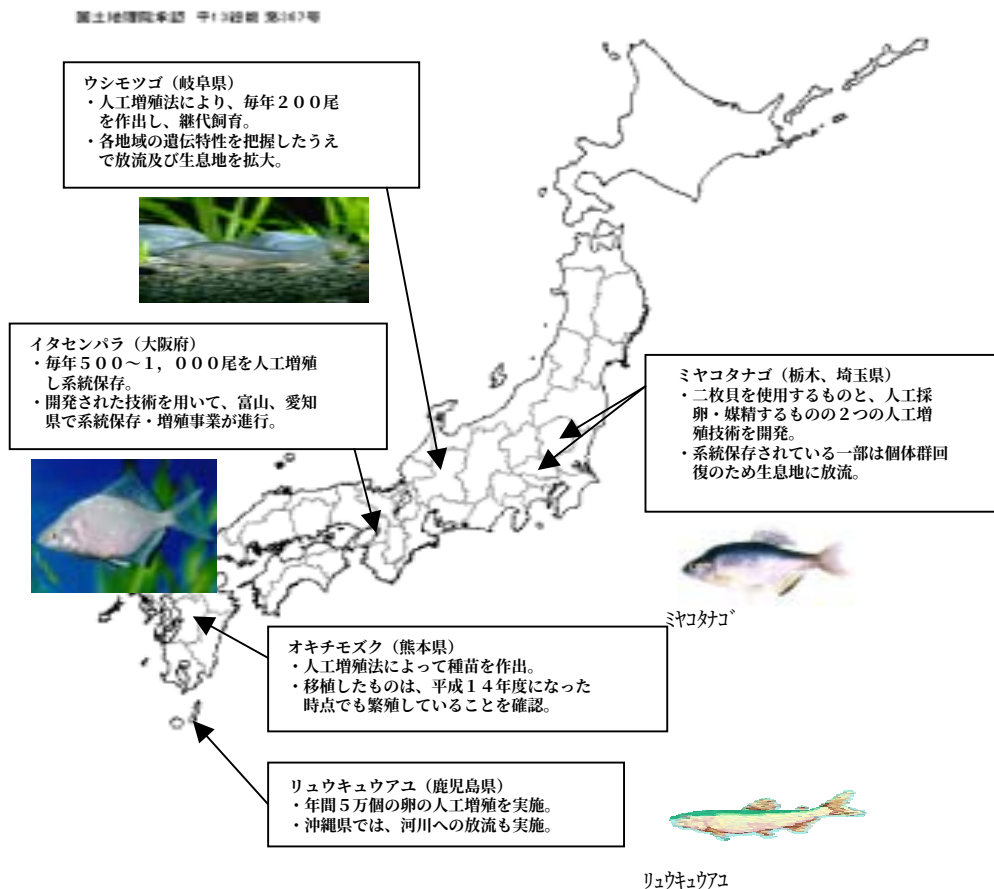


2. 希少な野生水産生物の保護

野生水産動植物の保護に関する基本方針（平成5年4月1日農林水産省令第293号）に基づき、野生水産生物のうち、絶滅のおそれの高いものについて、保全・増殖手法の検討及び開発を行い、これら生物種の回復と良好な生態系の保全を推進しています。

平成14年度には、タナゴ類、モロコ類、トゲウオ類などの淡水魚を中心に、生息状況等の生態調査を行うとともに、保全・増殖手法の検討を行いました。

このような取組みは、希少な野生水産生物の絶滅の危機を回避し、その種の資源の回復につながるとともに、種の多様性を高めることによって、良好な生態系が確保され、豊かな漁場環境の創出と漁場価値の向上につながるものと考えています。

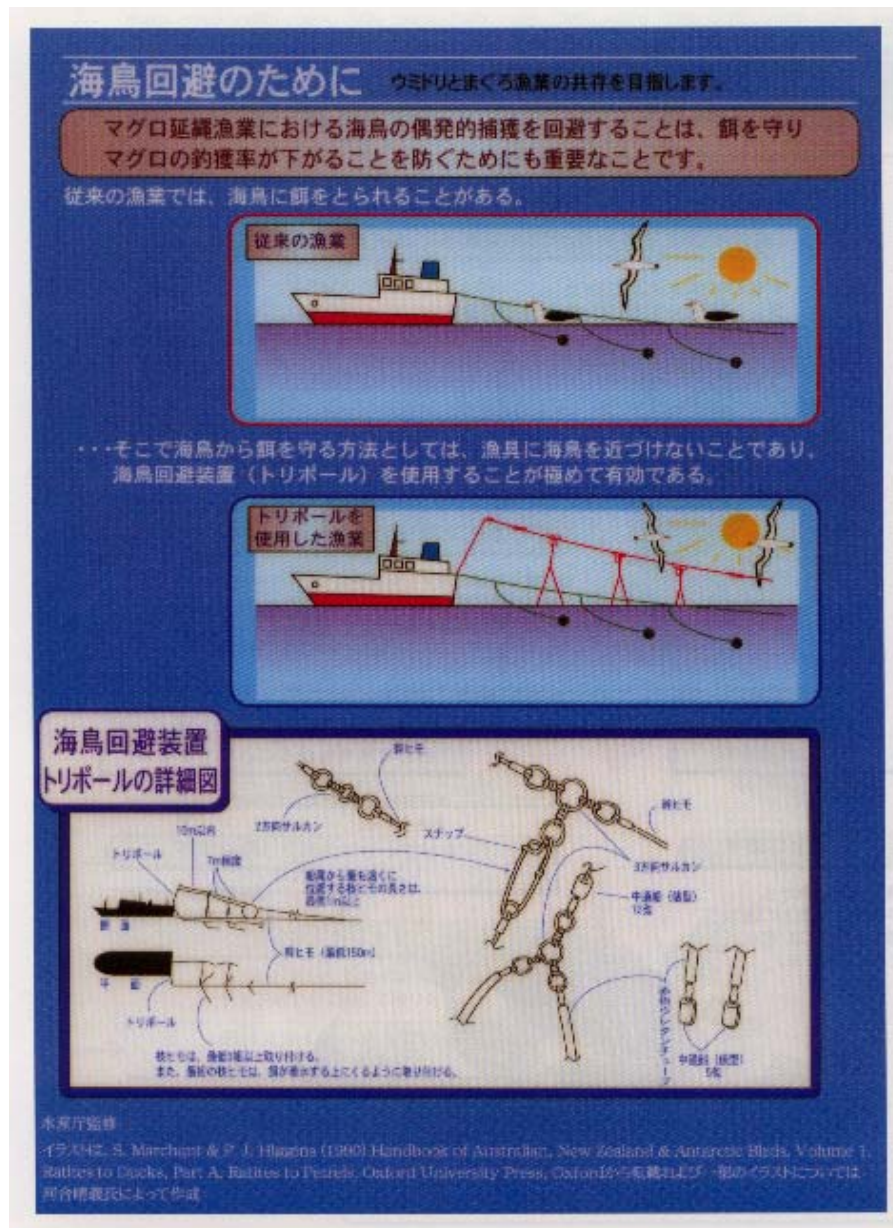


3. サメ・海鳥に関する国内行動計画

近年、環境保護、特に野生生物に対する意識の高まりとともに、サメ類や海鳥類に対して漁業が及ぼす影響が国際的に問題視されています。

このような背景から、平成11年の第23回FAO（国連食糧農業機関）水産委員会において、「サメ類の保存管理のための国際行動計画」及び「はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に国際行動計画」が採択されました。これに基づき、各国は、国内行動計画を策定するとともに、FAOに対して、2年ごとにその評価及び実施状況を報告することとされています。

我が国は、責任ある漁業国として、日本版の国内行動計画を策定するとともに、その評価及び実施状況の報告をFAOに対して行っています。



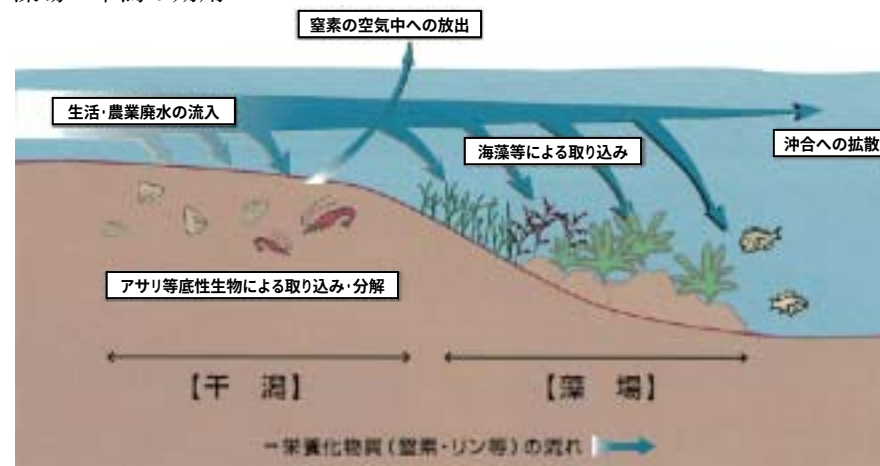
4. 藻場・干潟の造成の推進

水質の浄化に重要な役割を果たしている藻場・干潟の造成を推進しています。

水産基盤整備事業による藻場・干潟等水産動植物生息環境の造成については、5年間で概ね5,000ha（単年度では1,000ha）創造するという目標を設定していましたが、平成14年度の実績は892haとなり、僅かに目標値を下回る十分とは言えない達成状況となりました。これは、現場での施工条件の制約、事業の事前調査や県計画との整理に時間を要したこと等により、当初見込んでいた事業量が一部後年度に実施することになったこと等によるものです。

藻場・干潟の水質浄化や再生産等の機能を高めつつ、今後とも漁場環境に適した手法により藻場・干潟の造成の拡大、効率的かつ効果的な保全を推進する必要があります。このため、造成手法の新たな技術の開発やNPO等多様な主体の参画による藻場・干潟の維持保全活動の支援等とのソフト施策との一体的な実施やコストの削減を図っていくこととしています。

○ 藻場・干潟の効用



藻場・干潟の推定造成面積の推移

